

平成 21 年 11 月 25 日

在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視  
の勧告に対する改善措置状況（その後）

本日、総務省行政評価局では、在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視の勧告に対する改善措置状況（その後）について、外務省及び文部科学省から回答を受け、その概要を取りまとめましたので、公表します。

◆ 『在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視』

—平成 19 年 11 月 20 日、外務省及び文部科学省に勧告—

勧告に対する改善措置状況については、平成 20 年 10 月に一回目の回答を受けて公表。今回は、その後（1 年後）の回答。

改善措置状況の概要は、別添資料参照。

【本件連絡先】

総務省行政評価局

法務・外務・文部科学担当評価監視官室

担 当：松本、井上

電話（直通）：03-5253-5450

（代表）：03-5253-5111

F A X：03-5253-5457

E - m a i l：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

## 在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視の勧告に対する2次回答の状況

### 【行政評価・監視の背景事情等】

海外に滞在・渡航する日本人が年々増加する中で、在外邦人が事故、テロ、感染症といった様々な脅威に遭遇する可能性が増大

在外邦人の安全確保等を推進する観点から、在外公館や日本人学校等における安全対策の実施状況等を調査

### 【勧告及び回答の概要等】

#### ○ 在外邦人の所在の的確な把握

(勧告要旨)

在留届の提出や在留状況の確認が十分でないことから、在外公館に対し、在留届等の提出の一層の促進と在留届提出者に対する在留状況の定期的な確認の実施を徹底するよう外務省に勧告

[回答要旨]

平成20年4月に、領事業務を行っている全在外公館に対し、在留届の提出促進、毎年度1回以上の在留届提出者の在留状況の確認等を行うよう指示した結果、各在外公館においては、ホームページ等での広報、Eメール等を利用した在留状況の確認等を行い、その結果を毎年度外務本省に報告するなどの対応が行われている。また、在留届で届け出られたメール・アドレスを自動的に吸い上げて緊急情報を発信する機能（大規模災害用緊急一斉通報機能－INSIDE）の運用を平成20年10月から開始した。

さらに、短期渡航者の所在把握等に関する効果的な取組事例を収集し、平成21年8月に、領事業務を行っている全在外公館に情報提供した。

#### ○ 日本人学校等における安全対策の促進

(勧告要旨)

日本人学校等が作成している安全マニュアルの内容が不十分となっていることから、日本人学校等及び在外公館に対し、既存の安全マニュアルの点検と避難訓練等の励行を要請、助言等するよう文部科学省及び外務省に勧告

[回答要旨]

平成20年4月に、日本人学校等に対し、安全マニュアルの点検や避難訓練等の適切な実施を要請した結果、すべての日本人学校において、安全マニュアルの点検と必要な更新が行われた（21年7月の調査結果）。避難訓練等の実施状況については、現在調査結果を取りまとめ中である。（文部科学省）

平成20年8月に、在外公館に対し、安全マニュアルの整備や日本人学校等との合同避難訓練の実施状況等について検証するよう指示した結果、在外公館から日本人学校等に対し適切な指導、助言が行われた。（外務省）

## 在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視の勧告に対する改善措置状況（その後）の概要

## 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成18年8月～19年11月
- 2 調査対象機関 法務省、外務省、文部科学省、国土交通省

【勧告日及び勧告先】 平成19年11月20日 外務省、文部科学省

【回答年月日】 外務省 平成20年10月10日、文部科学省 平成20年10月6日

【その後の改善措置状況  
に係る回答年月日】 外務省 平成21年11月4日、文部科学省 平成21年11月4日

## [評価・監視の背景事情等]

- 国際社会のグローバル化の進展に伴い、海外に滞在・渡航する日本人は年々増加。また、海外で生活する義務教育段階の子供の数も年々増加。このような中で、在外邦人が事故、テロ、感染症といった様々な脅威に遭遇する可能性が増大
- 外務省は、新たに領事局を設置する等体制を整備するとともに、在外公館における安全対策の強化等の取組を推進  
文部科学省は、日本人学校等の安全を確保するため、安全対策資料の作成や日本人学校校長の研修会等を実施
- しかし、最近、地震、津波等の大規模自然災害やテロ事件が多数発生しているほか、新型インフルエンザへの対応等の新たな課題も生じており、在外邦人や日本人学校等の安全対策がますます重要
- この行政評価・監視は、在外邦人の安全確保と海外子女の教育環境の整備を推進する観点から、在外公館や日本人学校等における安全対策の実施状況及び日本人学校等が行う教育への支援施策の実施状況を調査

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p><b>1 在外公館における安全対策の推進</b>  <b>(1) 在外邦人の所在の的確な把握</b>  <b>(勧告要旨)</b></p> <p>外務省は、緊急事態の発生時に在留邦人や短期渡航者の安否確認等を迅速に行うことができるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 在外公館における在外邦人の所在の把握に関する業務の実施状況を的確に把握するとともに、これらの業務の効果的な取組事例を収集し在外公館に情報提供すること。  また、在外公館に対し、これを参考に、在留届等の提出の一層の促進及び在留届の提出者に対する在留状況の定期的な確認の実施について指示を徹底すること。</p> <p>② 在外公館に対し、情報提供や協力要請の対象に現地旅行業者等を含めるなど、協力要請の対象機関、実施方法等を見直すよう指示すること。  (外務省)</p> <p>(説明)  《制度の概要》  緊急事態に際して在外邦人の安否確認を迅速に行うため、外務省は、在外公館に対し次のように指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在留邦人(注1)の在留届の提出促進を図ること。このため、管轄する国・地域の事情に応じた工夫をして、機会あるごとに在留届等の重要性を広報するとともに、在留届の提出者の所在確認を毎年1回程度行うこと</li> <li>○ 短期渡航者(注2)の利用の多い航空会社、旅行会社、ホテル等旅行業界の各社をリストアップし、緊急事態の際に迅速な安否確認のための協力が得られるよう、平素から良好な関係を維持しておくこと</li> </ul> <p>(注) 1 在留邦人とは、外国に3か月以上滞在する者及び永住者をいい、これらの者は、領事館に住所等を届け出なければならない(当該届を「在留届」といい、届出事項を変更する場合は「変更届」が必要)とされている(旅券法第16条)。  2 短期渡航者とは、外国での滞在期間が3か月未満の者をいう。</p> <p>《調査結果》  36 在外公館における邦人の所在の把握状況等を調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学事務局に邦人留学生への在留届用紙の配布を依頼したり、日本人総会等の際に在留届等の臨時窓口を設置するなどして、在留届等の増加につなげ</li> </ul>	<p>→: 「回答」時に確認した改善措置状況  ⇒: 「その後の改善措置状況」時に確認した改善措置状況</p> <p>① 長期滞在者等の在留状況の把握の推進  (外務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 在留届等の提出促進  → 在留届等の提出促進については、これまでも領事研修等の場において、指示や情報提供を行っているところであるが、領事業務を行っている全在外公館に対し、改めて、「在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視(総務省勧告を踏まえた措置: 在留届(データ補正作業/提出促進のための広報))」(平成20年4月17日付け外務省指示電報領政第44931号。以下「20年4月17日付け指示電報」という。)により、提出促進のための広報の強化に係る指示及び効果的な取組事例に係る情報提供を行った。  また、在留届に関する広報資料と在留届用紙の配布を、従来の都道府県旅券事務所等に加え、平成20年内に市町村の住民基本台帳窓口にも拡大するよう各市町村に協力を要請する予定である。</li> </ul> <p>⇒ 在留届の提出促進、在留状況の確認、効果的な取組事例の情報提供等については、20年4月17日付け指示電報に基づき、全在外公館において適切な対応を行っている(具体的な取組については下記ii参照)。  また、平成20年度中米・カリブ地域領事研修会議、平成20年度在外公館警備対策官研修、領事初任者研修等の機会に「在留届」の講義を設け、必要な指示や情報提供を行った。  さらに、各都道府県及び再委託を受けている市町村(平成21年9月現在全国291市町村)の旅券事務担当職員に対する新任者研修(年2回)の際に、在留届に関する講義を行い、海外に長期滞在する予定の旅券申請者に対する在留届用紙の手交及び在留届の広報を依頼した。  なお、市町村の住民登録窓口での在留届等の広報については検討したが、予算措置等が困難であったことなどから、現時点では協力要請は行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ii 在留届提出者に対する在留状況の定期的確認</li> </ul>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>ている例がある一方で、在留届等が提出されていないため、緊急事態の発生時等に、安否等の確認ができなかった例や確認までに長時間を要している例あり（8在外公館11例）</p> <p>在留届の提出者に対する定期的な在留状況の確認は、11在外公館（31%）が未実施</p> <p>○ 日本人の利用の多いホテルや旅行代理店のリストの作成及び緊急事態の際の安否確認への協力要請は、22在外公館（61%）が不十分</p> <p>在外の旅行者から、在外公館に対し、平素からの積極的な情報提供や大手旅行者だけでなく現地の旅行者等への広範な情報提供等を求める意見あり</p>	<p>→ 平成19年12月、在留届提出者の在留状況の確認を定期的に行っていないとの指摘のあった11在外公館に対し、「在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視（勧告を踏まえた措置：在留届）」（平成19年12月5日付け外務省指示電報領政第145900号及び同月14日付け外務省指示電報領政第149976号）により、19年度中に在留状況の確認を行うよう指示した。この結果、当該在外公館すべてで、在留状況の確認を行った。</p> <p>また、20年4月17日付け指示電報により、領事業務を行っている全在外公館に対し、平成20年度以降、毎年度1回以上、在留届提出者の在留状況の確認を行い、その結果を本省に報告するよう指示した。なお、管轄区域内の在留邦人数の多い(2,000人以上)在外公館については、在留状況の十分な確認及び在留届等の提出促進に係る啓発を行うため、平成21年度以降、臨時職員の確保等必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>⇒ 各在外公館は、20年4月17日付け指示電報に基づき、ホームページ等を利用し在留届の提出促進の広報を行うとともに、Eメール等を利用して在留状況の確認を鋭意実施し、その結果を毎年度の「海外在留邦人数及び実態調査」の際に外務本省に報告した。</p> <p>管轄区域内の在留邦人数の多い在外公館においては、臨時職員を雇用し（平成20年度53在外公館、21年度54在外公館）、在留届提出者の在留状況の確認を行った。</p> <p>また、在留届で届け出られたメール・アドレスを自動的に吸い上げて緊急情報を発信することができる機能（大規模災害用緊急一斉通報機能－INSIDE (Integrated Notify Support in Disaster &amp; Emergency)）の運用を平成20年11月から開始した。</p> <p>② 短期渡航者の所在の把握の推進 （外務省）</p> <p>→ 平成19年12月、「在外邦人の安全対策に関する行政評価・監視（勧告を踏まえた措置：緊急事態邦人保護マニュアルの整備等）」（平成19年12月5日付け外務省指示電報領政第146231号。以下「19年12月5日付けマニュアル整備指示電報」という。）により、次の措置を講じた。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p><b>(2) 在外邦人との連絡体制の整備 (勧告要旨)</b></p> <p>外務省は、緊急事態の発生時における在留邦人との連絡体制等の整備を促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 在外公館に対し、緊急連絡網の整備を促進するとともに定期的な情報伝達訓練を励行するよう指示を徹底すること。</p> <p>② 在外公館に対し、緊急時に在外邦人が迅速かつ確実に館員と連絡を取ることができる体制を整備するよう指示を徹底すること。</p>	<p>i 日本人が多く利用する旅行代理店のリストを作成していないとの指摘のあった4在外公館に対し、同リストを早急に作成するよう指示した。この結果、当該在外公館すべてでリストを作成した。</p> <p>ii 日本人が多く利用する旅行代理店やホテルへの協力要請を行っていないとの指摘のあった22在外公館に対し、現地事情に即した要請を行うよう指示した。この結果、当該在外公館すべてで、日本人が多く利用する旅行代理店やホテルに対して、短期渡航者の所在及び安否の照会が行えるよう、協力を要請した。</p> <p>また、短期渡航者の所在の把握等に関する効果的な取組や協力要請の対象機関・実施方法等を内容とする「短期渡航者の所在確認体制構築に関するガイドライン」を平成20年内に改定し、領事業務を行っている全在外公館に提示する予定である。</p> <p>⇒ 短期渡航者の所在把握等に関する在外公館における業務の効果的な取組事例を収集し、「緊急事態における邦人保護のための在外公館調査（効果的な取組事例の情報提供）」（平成21年8月25日付け外務省指示電報領安第97633号。以下「21年8月25日付け効果的取組事例提示電報」という。）により、領事業務を行っている全在外公館に情報提供した。</p> <p>また、「短期渡航者の所在確認体制構築に関するガイドライン」については、邦人保護体制全般を見直し、平成21年8月に「緊急事態対処マニュアル作成指針」（平成21年8月31日付け外務省指示電報領安第99679号。以下「21年8月31日付け緊急事態対処マニュアル指針電報」という。）を作成し、領事業務を行っている全在外公館に提示した。</p> <p>① 緊急連絡網の整備促進と情報伝達訓練の励行 (外務省)</p> <p>→ 19年12月5日付けマニュアル整備指示電報により、次の措置を講ずるとともに、各種の緊急事態への備えとともに緊急連絡網の情報伝達訓練の実施方法を見直した上で、「緊急連絡網による情報伝達訓練の実施ガイドライン」を平成20年内に作成し、領事業務を行っている全在外</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>③ 在外公館に対し、平時から、学校・在留邦人代表者に対する無線機の貸与を適切に行うとともに非常用FM放送の周波数等を十分周知するよう指示を徹底すること。</p> <p>また、無線通信機器及び無線網の使用訓練に係る実施基準等を作成し、在外公館に対し、当該基準等に基づき、使用訓練を適切に行うよう指示すること。</p> <p style="text-align: right;">(外務省)</p> <p>(説明) 《制度の概要》 外務省は、在外公館に対し、緊急事態の発生時に備え、在外邦人との連絡体制の整備について、次のような指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本的にすべての在留邦人を網羅した緊急連絡網を整備し、定期的に（原則として3か月に1回程度）情報伝達訓練を実施すること</li> <li>○ 休館時等は、館員等が24時間常駐している在外公館等を除き、留守番電話により緊急連絡先（電話番号）等のメッセージを流すこと</li> </ul> <p>また、在留邦人に配布する「安全の手引き」に緊急連絡先の電話番号を掲載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電話等の途絶に備え、無線機、非常用FM放送機等による連絡体制を構築すること。また無線機の使用訓練は月1回程度行うこと</li> </ul> <p>《調査結果》 36在外公館における在外邦人との連絡体制の整備状況を調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在留邦人との緊急連絡網が未整備のもの（1在外公館）や有効に機能しない状態となっているもの（3在外公館）あり</li> </ul> <p>また、定期的な情報伝達訓練は、すべての在外公館で未実施。うち20在外公館（59%）は、調査対象とした3年9か月の間（平成15年4月から18年12月）、訓練実績なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 休館時等には日本語を十分理解できない現地警備員が配置されているのみで、留守番電話が未設置のもの（1在外公館）や、「安全の手引き」に緊急連絡先の電話番号を未掲載のもの（5在外公館）あり</li> <li>○ 邦人貸与用無線機（短距離）について、緊急事態発生時に貸与するとして平時から貸与していないもの（26在外公館中8在外公館（31%））や、非常用FM放送の周波数等の周知が行われていないもの（23在外公館中12在外公館（52%））あり</li> </ul>	<p>公館に提示する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 在留邦人との間の緊急連絡網が未整備又は機能しない状態にあるとの指摘のあった4在外公館に対し、現地事情に即した適切な連絡体制を整備するよう指示した。この結果、当該在外公館すべてで、在留邦人数や有効な通信手段等の現地事情を考慮した連絡体制が整備された。</li> <li>ii 在留邦人との間の緊急連絡網の情報伝達訓練を1年間以上実施していないとの指摘のあった25在外公館に対し、平成19年度内に訓練を実施するよう指示した。この結果、16在外公館で情報伝達訓練を実施し、残る9在外公館では、情報伝達訓練としては行っていないものの、在留邦人に対する連絡において普段から緊急連絡網を利用しており、同連絡網が有効に機能することを確認した。</li> </ul> <p>⇒ 各在外公館から効果的な取組事例を収集し、21年8月25日付け効果的取組事例提示電報により、領事業務を行っている全在外公館に情報提供した。</p> <p>また、各種の緊急事態への備えとともに緊急連絡網の情報伝達訓練の実施方法を見直し、21年8月31日付け緊急事態対処マニュアル指針電報により、領事業務を行っている全在外公館に提示した。</p> <p>普段から緊急連絡網を用いて在留邦人に対する連絡を行っており、同連絡網が有効に機能することを確認した9在外公館のうち2在外公館においては、平成20年度に情報伝達訓練を実施した。残る7在外公館については、緊急連絡網を利用した実際の連絡をもって実質的な情報伝達訓練としていることを確認した。</p> <p>② 緊急時における在外公館との連絡体制の整備 (外務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 安全の手引きへの緊急連絡先の掲載</li> </ul> <p>→ 平成19年12月、「安全の手引き」に緊急連絡先の掲載がないとの指摘のあった5在外公館に対し、「海外邦人安全対策（在留邦人向け「安全の手引き」の改訂）」（平成19年12月12日付け外務省指示電報領安第148768号）により、同手引きを改定し緊急連絡先を掲載するよう指示した。この結果、当該在外公館すべてで、手引きに緊急連絡先が掲載された。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>無線機等の使用訓練の実施状況は極めて低調</p> <p>〔 邦人貸与用無線機の使用訓練を定期的に行っているのは 19 在外公館中 1 在外公館、6 在外公館は、3 年 9 か月の間（平成 15 年 4 月から 18 年 12 月）、訓練実績なし 等〕</p> <p>外務省（本省）は、無線通信機器や無線網の使用訓練の実施方法や実施内容に係る統一的な方針や基準を未作成</p>	<p>⇒ 「安全の手引き」への緊急連絡先の掲載については、「海外邦人安全対策（在留邦人向け「安全情報の手引き」の改訂）」（平成 21 年 1 月 13 日付け外務省指示電報領安第 3084 号）において、「安全の手引き」へ在外公館の執務時間外や緊急時の連絡の取り方も含めるよう指示した。平成 21 年 9 月 1 日現在、「安全の手引き」を作成している全ての在外公館において「安全の手引き」に執務時間外の緊急連絡先が掲載されている。</p> <p>ii 休館時等の連絡体制の整備</p> <p>→ 平成 19 年 12 月、領事業務を行っている全在外公館を対象に、「閉館時における緊急電話対応体制に関する実態調査」（平成 19 年 12 月 11 日付け外務省指示電報領安第 148308 号）により、閉館時の緊急電話対応体制について実態調査を実施した。この結果に基づき、閉館時の緊急電話対応体制が不十分であった 12 在外公館に対し、「閉館時における緊急電話対応体制に関する実態調査（取りまとめ結果）」（平成 20 年 1 月 31 日付け外務省指示電報領安第 10845 号）により、必要な改善措置を講ずるよう指示した。</p> <p>また、閉館時において日本語のできない現地職員が対応しているとの指摘のあった在インド日本国大使館については、平成 20 年度から閉館時の緊急電話対応業務の外部委託を導入し、日本語による対応を可能とした。</p> <p>⇒ 平成 19 年 12 月に行った「閉館時の緊急電話対応体制に関する実態調査」の際に、閉館時の緊急電話対応体制が不十分であった 12 在外公館のうち在コンゴ(民)日本国大使館を除く 11 在外公館については、緊急時に在外邦人が迅速かつ確実に館員に連絡を取ることができる体制が整備されていることを確認した。なお、在コンゴ(民)日本国大使館については、現在、代表電話に衛星電話を使用しているなど、現地の技術レベルが低いため、未だ閉館時の緊急電話対応に必要な機材の整備が困難であり、引き続き検討を重ねている。ただし、同国には短期渡航者がほとんどおらず、緊急時には在留邦人との間で携帯電話の連絡網が整備されており、緊急時の連絡に支障は生じていない。</p> <p>③ 緊急用無線通信機器の使用訓練の励行等</p>



主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>(外務省)</p> <p>→ 平成19年12月、「在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視(勧告を踏まえた改善措置：邦人保護用無線機器)」(平成19年12月5日付け外務省指示電報領安第146230号。以下「19年12月5日付け無線機器指示電報」という。)により、次の措置を講ずるとともに、今後、無線通信機器の配備、調達方法、訓練の実施方法等を内容とする「邦人保護用無線機の運用ガイドライン」を平成20年内に作成し、領事業務を行っている全在外公館に提示する予定である。</p> <p>⇒ 無線通信機器の概要、配備、調達、管理等の内容をとりまとめた「邦人保護用無線機の運用ガイドライン」(平成21年2月27日付け外務省指示公信領安合第214号。以下「21年2月27日付け邦人保護用無線機の運用ガイドライン送付公信」という。)を作成し、領事業務を行っている全在外公館に提示した。</p> <p>また、無線通信機器による訓練の実施については、21年8月31日付け緊急事態対処マニュアル指針電報により、領事業務を行っている全在外公館に指示した。</p> <p>i 在留邦人への無線機の貸与</p> <p>→ 邦人への無線機の貸与が行われていないとの指摘のあった8在外公館に対し、未貸与の理由及び貸与の可否について報告を求めた。この結果、地形等による電波到達距離の制約があること、あるいは、代替連絡手段(衛星電話)が確保しうることから、いずれの在外公館も、貸与は緊急時のみとし、平時は在外公館で管理・保守することを基本としていた。</p> <p>なお、今後は、電波到達距離の制約を克服するため無線機更新時に出力増強を図る、新たに代替連絡手段(衛星電話)を活用するなどにより、在留邦人との緊急連絡網の構築を更に検討することとしている。</p> <p>⇒ 邦人用無線機を配備している100在外公館に対し、邦人への貸与無線機の保有、邦人に貸与している無線機の有無及び保有台数、貸与していない場合は未貸与の理由及び緊急時の貸与手段について報告を求めた。その結果、邦人に貸与していない36在外公館においては、普</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>段は無線機以外の代替連絡手段（衛星電話）が使用可能であること、または、邦人の居住地が公館の近辺であり緊急時には容易に無線機を手渡すことができること等の理由により、貸与は緊急時のみとし、平時は在外公館で管理・保守することを基本としていることを確認した。また、邦人用無線機の運用ガイドラインにより、貸与予定者のみならず、必要に応じて機動的に適切な邦人を拠点に指名し、当該拠点邦人との連絡用として無線機を貸与することを指示した。</p> <p>なお、無線機の電波到達距離の制約を克服するための方策については、技術的及び予算等の制約もあるが、引き続き検討を進めていくこととしている。</p> <p>ii 在留邦人に対する非常用FM放送の周波数等の周知</p> <p>→ 非常用FM放送の今後の運用方針について報告を求めた。この結果、非常用FM放送について周知が行われていないとの指摘のあった12在外公館のうち、5在外公館で、安全対策連絡協議会等を通じて在留邦人に周波数を周知し、3在外公館では、同協議会等を通じて緊急情報発信手段としてFM放送を利用する旨を在外邦人に周知した。残る4在外公館では、機器の老朽化等により使用が困難であるため設備を廃棄した。今後は現地の通信インフラの整備状況、他の代替連絡手段等を精査し、継続配備の可否を検討していく。</p> <p>⇒ FM放送機を配備している在外公館に対しては、使用予定周波数等を可能な限り平時から各在外公館のHP及び「安全の手引き」等を利用し周知に努めるよう指示した。ただし、任国の電波法又は当局との関係上、平時から幅広く周知することで運用に問題が生じるおそれがある場合には、日本人会及び安全対策連絡協議会関係者等限定的に周知する、または、在留邦人に対し一般的に緊急時の情報収集用としてFMラジオの準備を慫慂しておく等、別途対策を講じておくよう指示した。</p> <p>また、在外公館から外務本省への定期報告に際しては、在留邦人に周知している場合は「周知方法」を、やむを得ない理由により平時より周知ができない場合は、その理由及び緊急時に周知する際の具体的な手段を記載するよう指示した。その結果、FM放送機を配備している112在外公館のうち、平時から周波数を周知できないとの回答して</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>きた18在外公館については、平時から周波数を公表した場合、緊急時に現地当局等から発信妨害を受け得る、または、電波法上制約がある等の状況にあり、平時は日本人会役員等への限定的周知とし、緊急時に邦人一般に同日本人会等を通じて周知できることを確認した。なお、FM放送機の必要性が低い在外公館については、必要性の高い在外公館に管理換えを行う等、より有効な執行及び適正な管理に努めてきた結果、平成19年度以降、12在外公館において管理換えを行った。</p> <p>iii 無線通信機器等の使用訓練</p> <p>→ 無線機の使用訓練が行われていないとの指摘のあった在外公館に対し、訓練未実施の理由等について報告を求めた。この結果、館員用無線機については、訓練が未実施との指摘のあった16在外公館のうち、6在外公館で訓練を実施し、残る10在外公館では、訓練としては行っていないものの、在外公館主催のレセプションや日常業務において普段から無線機を使用しており、無線機が適切に使用し得る状態に整備されていることを確認した。</p> <p>また、邦人貸与無線機については、訓練が未実施との指摘のあった6在外公館のうち、3在外公館で日本人会、日本人学校等との間で訓練を実施し、残る3在外公館では、訓練としては行っていないものの、日本人学校等との間で普段から使用しており、無線機が適切に使用し得る状態に整備されていることを確認した。</p> <p>⇒ 日常業務において普段から館員用無線機を使用しており、同無線機が適切に使用し得る状態に整備されていることを確認した10在外公館のうち7在外公館において使用訓練を実施した。残る3在外公館については、日常業務における使用をもって実質的な使用訓練としていることを確認した。</p> <p>また、日本人学校等との間で普段から邦人用無線機を使用しており、同無線機が適切に使用し得る状態に整備されていることを確認した3在外公館については、日本人学校等との間での普段からの使用をもって実質的な使用訓練としていることを確認した。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p><b>(3) 緊急事態に対応したマニュアルの整備、備蓄品の管理の適正化等 (勧告要旨)</b></p> <p>外務省は、緊急事態の発生時に、在外公館が在外邦人の安全を確保するために必要な措置を迅速かつ的確に行うことができるよう、また、備蓄品の管理の適正化等を推進するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 在外公館に対し、緊急事態対処マニュアル等の適切な作成及び緊急事態対処訓練の励行について指示を徹底すること。</p> <p>② 備蓄品を更新する際に、在外公館から保管・調達状況の報告を求め、備蓄品の管理の適正化、現地調達の推進等について、必要な指示を行うこと。 (外務省)</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>外務省は、在外公館に対し、緊急事態の発生時における対処マニュアルの整備と緊急事態用備蓄品の管理等について、次のような指示</p> <p>○ 館員向け「緊急事態対処マニュアル」及び在留邦人向け「安全の手引き」を作成し、2年に1度見直すこと。また、平時から、緊急事態対処マニュアルに基づき、シミュレーションを行うこと</p> <p>○ 短期渡航者用備蓄品及び館員用備蓄品について、国・地域の危険性の程度を勘案して配備し、原則として2年ごとに更新すること。飲料水は、可能な限り現地調達すること</p> <p>(平成18年度末現在、196在外公館中、短期渡航者用備蓄品は141在外公館(調査対象では25在外公館)に、館員用備蓄品は195在外公館(調査対象では35在外公館)に配備)</p> <p>《調査結果》</p> <p>36在外公館における緊急事態対処マニュアル等の整備状況及び緊急事態用備蓄品の管理状況を調査した結果、</p> <p>○ 緊急事態対処マニュアルを未作成のもの(1在外公館)や、定期的な見直し(改定)を行っていないもの(7在外公館(20%))あり。中には、マニュアル作成後に重大な事件、事故や大規模自然災害が発生し、邦人の安否確認を行うなど貴重な経験を有しているが、これらの経験をマニュアルに反映していないもの(5在外公館)あり</p> <p>緊急事態に備えた訓練を調査対象とした3年9か月の間(平成15年4月から18年12月)行っていないもの(マニュアル整備済の35在外公館中13</p>	<p>① 緊急事態対処マニュアルの整備等 (外務省)</p> <p>→ 19年12月5日付けマニュアル整備指示電報により、次の措置を講じた。</p> <p>i 「緊急事態対処マニュアル」や「安全の手引き」を適切に作成していないとの指摘のあった12在外公館に対し、早急にマニュアル等を整備するよう指示した。この結果、当該在外公館すべてで、「緊急事態対処マニュアル」や「安全の手引き」を作成あるいは改定した。</p> <p>ii 緊急事態対処訓練を実施していないとの指摘のあった13在外公館に対し、平成19年度内に緊急事態対処訓練を実施するよう指示した。この結果、当該在外公館すべてで訓練等を実施した。</p> <p>また、「緊急事態対処マニュアル」等の適切な作成及び緊急事態対処訓練の励行については、平成20年以内に領事業務を行っている全在外公館に指示する予定である。</p> <p>⇒ 21年8月31日付け緊急事態対処マニュアル指針電報により、緊急事態対処マニュアル等の適切な作成及び緊急事態対処訓練の実施を、領事業務を行っている全在外公館に指示した。</p> <p>② 緊急事態用備蓄品の管理の適正化等 (外務省)</p> <p>→ 平成19年12月の「在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視(勧告を踏まえた改善措置：緊急備蓄品)」(平成19年12月5日付け外務省指示電報領安第146228号。)、20年4月の「在外経理(在外公館館員用緊急備蓄品：調査)」(平成20年4月25日付け外務省指示電報領安第48840号)及び20年5月の「平成20年度邦人短期渡航者用緊急備蓄品の購送(要望調査)」(平成20年5月1日付け外務省指示電報領安第50702号)により、次の措置を講じた。</p> <p>⇒ 「邦人短期渡航者用緊急備蓄品：現地調達可能性調査及び適正管理の徹底(方針指示)」(平成20年10月20日付け外務省指示電報領安第119496号)、「緊急事態における邦人保護のための在外公館体制調査」</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>在外公館（37％）あり。また、緊急対策本部を立ち上げて総合的なシミュレーションを行っているのは、訓練を行っている 22 在外公館中 11 在外公館（50％）</p> <p>○ 短期渡航者用備蓄品が配備されていることを承知していない在外公館（25 在外公館中 6 在外公館（24％））や、備蓄品の数量及び 2 年間の備蓄期限を的確に把握していない在外公館（35 在外公館中 26 在外公館（74％））あり</p> <p>飲料水の現地調達の可能性について検討を十分行っていない在外公館（3 在外公館）あり。食料品の現地調達は全く行われていないが、現地調達が困難とする合理的な理由に乏しい</p>	<p>（平成 20 年 11 月 17 日付け外務省指示電報領安第 132428 号）及び「在外公館館員用緊急備蓄品：現地調達可能性調査」（平成 20 年 10 月 2 日付け外務省指示電報在 112118 号）により、次の措置を講じた。</p> <p>i 備蓄品の管理の適正化</p> <p>→ 短期渡航者用備蓄品（食料品及び飲料水。以下同じ。）の管理が不十分との指摘のあった 15 在外公館に対し、備蓄品の管理について改善を図るよう指示した。この結果、当該在外公館すべてで、新たに備蓄品の管理者を指名するとともに、備蓄品リストを作成するなどにより管理の適正化を図った。また、備蓄期限を過ぎた備蓄品を保管しているとの指摘のあった 9 在外公館では、当該備蓄品を廃棄した。さらに、平成 20 年度に短期渡航者用備蓄品の購入を予定している 69 在外公館に対しても、同様の措置を徹底するよう指示した。</p> <p>館員用備蓄品（食料品及び飲料水。以下同じ。）の管理が不十分との指摘のあった 24 在外公館を含め、同備蓄品を配備している全在外公館に対し、新たに備蓄品の管理者を指名するなどにより管理の適正化を図るとともに、備蓄期限を過ぎた備蓄品を廃棄するよう指示した。この結果、全在外公館で、管理担当者の指名、全館員への周知、備蓄品保管場所の確認、保存期限が切れた備蓄品の廃棄などが行われた。</p> <p>⇒ 短期渡航者用備蓄品の更なる管理の適正化を図るため、平成 20 年度及び 21 年度に短期渡航者用備蓄品の配備を予定している 151 在外公館に対し、改めて適切な保守・管理の方針を示し措置の徹底を図った。</p> <p>また、151 在外公館から短期渡航者用備蓄品の保管・調達状況等の報告を求め適正に管理していることを確認した。</p> <p>ii 備蓄品の現地調達の推進</p> <p>i) 短期渡航者用備蓄品</p> <p>→ 短期渡航者用備蓄品については、平成 20 年度に短期渡航者用備蓄品の購入を予定している 69 在外公館に対し、現地における同等品の価格（日本で調達し送付する場合との比較）、安全性、調達の</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>容易さ等を踏まえ、現地調達の可能性を検討するよう指示しており、今後とも毎年度同様の指示を行う予定である。また、本省においても、在外公館における検討結果に基づき、現地調達の可否について十分審査することとした。</p> <p>⇒ 平成20年度及び21年度に短期渡航者用備蓄品の配備を予定している151在外公館に対し、現地調達推進の方針を示し、現地調達の可能性について調査の上、報告を求めた。</p> <p>また、平成20年度に短期渡航者用備蓄品の配備を予定している69在外公館に現地調達の可能性を検討するよう指示した結果、飲料水について安全性、調達の容易さ等を踏まえ、現地調達可能であるとの報告があった19在外公館が現地購入を行った。</p> <p>なお、調査の結果、未だ多くの備蓄品を現地購入した場合、価格、品質（衛生）や保存性に問題があるとの回答が多くあったが、引き続き、備蓄品の現地調達を推進していく方針である。</p> <p>ii) 館員用備蓄品</p> <p>→ 館員用備蓄品については、例年各在外公館に対し要望調査を行っており、平成20年度から同要望調査にあわせて現地調達の可能性に係る調査を行う予定である。</p> <p>⇒ 平成20年度に館員用備蓄品の配備を予定している在外公館に対し、現地調達の可能性につき調査を行ったところ、一部の備蓄品については購入可能であるが、高価である、または、保存期限に問題（食の安全上問題）があるとの回答が多くあったが、引き続き、在外公館における現地調達の可能性について推進していく方針である。</p> <p>iii) 飲料水の調達</p> <p>→ また、飲料水の調達先が館員用と短期渡航者用で異なる在外公館があるとの指摘を踏まえ、備蓄品を配備している全在外公館に対し、館員用備蓄品と短期渡航者用備蓄品の双方を備蓄している在外公館にあつては、両者の間で調達・管理方法に矛盾が生じることがないように指示した。</p> <p>⇒ 平成21年度より、備蓄品を配備している在外公館に対する館員</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p><b>2 日本人学校等における安全対策の促進</b> <b>(勧告要旨)</b></p> <p>文部科学省及び外務省は、日本人学校等における安全対策等を促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 日本人学校等に対し、既存の安全マニュアルを点検して所在地の実情や緊急事態の経験等を踏まえた適切なものとするとともに緊急連絡訓練や避難訓練を励行するよう要請すること。 (文部科学省)</p> <p>在外公館に対し、日本人学校等における安全マニュアルの点検・改定等に関する指導、助言を適切に行うよう指示を徹底すること。 (外務省)</p> <p>② 在外公館に対し、日本人学校等に貸与可能な無線機の配備状況を点検し当該無線機の貸与を促進するよう指示するとともに、無線機の整備に係る各種支援制度について日本人学校等に周知するよう指示すること。 (外務省)</p> <p>外務省に対し、公館連絡用無線機の日本人学校等への貸与を促進するよう要請するとともに、無線機の整備に係る各種支援制度について日本人学校等に周知すること。 (文部科学省)</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 文部科学省は、日本人学校等の安全対策に関する資料(注)を作成し、日本人学校等に対し、これらの資料を参考に、独自の学校安全対策マニュアル(以下「安全マニュアル」という。)を作成するよう要請するとともに、関係機関への緊急連絡の訓練や緊急事態の発生時の初動措置についてシミュレーションを行うよう要請</p> <p>外務省は、在外公館に対し、日本人学校等における安全マニュアルの作成や緊急連絡訓練の実施について、適切な指導、助言を行うよう指示</p> <p>○ 文部科学省は、緊急事態の発生時に日本人学校等と在外公館との連絡手段を確保するため、電話回線の途絶に備えて無線機を用意しておくことを推奨</p> <p>外務省は、平成9年度から、日本人学校等に在外公館との連絡用無線機を貸与する仕組みを導入</p> <p>(注)「児童生徒の在校時編」(平成12年3月作成)、「危機管理編」(平成19年1月作成)等</p>	<p>関係省が講じた改善措置状況</p> <p>用及び短期渡航者用の要望調査を同時に行うこととし、館員用及び短期渡航者用備蓄品の調達・管理方法に矛盾が生じないように、手続きの共通化を図った。</p> <p>① 学校安全マニュアルの整備等 (文部科学省)</p> <p>→ 平成20年4月、各日本人学校運営委員会委員長に対し、「在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視の結果について(依頼)」(平成20年4月10日付け20初国教第5号各日本人学校運営委員会委員長あて文部科学省初等中等教育局国際教育課長通知。以下「学校安全対策通知」という。)により、学校安全対策マニュアルの点検を行い、所在地の実情や緊急事態に関するこれまでの経験等を踏まえた適切なものとするとともに、緊急連絡訓練や避難訓練を奨励し、その際、在外公館の指導、助言を得つつ行うよう要請した。</p> <p>⇒ 平成21年7月、「在外教育施設における安全対策マニュアル等整備状況および健康安全に関する状況調査について(依頼)」(平成21年7月3日付け事務連絡)により、各日本人学校の安全対策マニュアル等の整備状況及び活用状況等の調査を行い、すべての日本人学校から、学校独自に作成された安全対策マニュアル等を点検し必要に応じて更新を行っているとの報告を受けた。</p> <p>緊急連絡訓練や避難訓練については、教育指導及び運営上の諸問題について研究協議を行う日本人学校校長研究協議会等での報告により、在外公館の指導、助言を得つつ行われていることを確認した。各日本人学校における実施状況の詳細については、「在外教育施設における避難訓練等の実施状況調査について(依頼)」(平成21年9月2日付け事務連絡)により調査を行い、現在取りまとめ中である。</p> <p>補習授業校については、平成21年11月に開催する補習授業校派遣教員研究協議会(日本人学校校長研究協議会と同目的の研究協議会)において、安全対策マニュアルの整備状況、緊急連絡訓練の実施状況等を確認することとしている。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <p>38 日本人学校等における安全マニュアルの作成状況等及び緊急用無線機の整備状況を調査した結果、</p> <p>○ 安全マニュアルは 38 校すべてで作成されているが、その内容が不十分となっているものあり (19 校 (50%) )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態の発生時における主要な連絡先の名称、電話番号等が未記載</li> <li>・ 大地震、大暴動等の緊急事態を想定した安全マニュアルを作成していない、あるいは、過去に遭遇した事件・事故の経験をマニュアルに反映していない等</li> </ul> <p>緊急事態を想定した避難訓練を行っていない日本人学校等あり (大地震を想定した避難訓練を実施していないもの 5 校 等)</p> <p>管内の日本人学校等に対し安全マニュアルの作成に関する指導、助言を行っていない在外公館あり (35 在外公館中 13 在外公館 (37%) )</p> <p>○ 日本人学校等と在外公館との連絡用無線機を整備しているのは、平成 18 年 12 月末現在 19 校 (50%) 。未整備の 19 校の中には、緊急事態の発生時に電話連絡がつながりにくくなり、在外公館との連絡に困難を生じた例あり (1 事例)</p> <p>未整備の 19 校のうち 8 校は、所在地を管轄する在外公館に貸与用の無線機が整備されているにもかかわらず貸与されていない。</p>	<p>(外務省)</p> <p>→ 平成 20 年 4 月、管内に日本人学校等を有する在外公館に対し、「在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視 (総務省の勧告を踏まえた措置：日本人学校等における安全対策)」(平成 20 年 4 月 11 日付け外務省指示電報領政第 42433 号。以下「20 年 4 月 11 日付け指示電報」という。)により、日本人学校等における安全マニュアルの点検及び改定並びに緊急連絡網及び避難訓練に関する指導、助言を適切に行うよう改めて指示した。この結果、指示を受けた在外公館すべてにおいて、安全マニュアルの整備、緊急連絡体制の整備、在外公館と日本人学校等との合同避難訓練の実施について、日本人学校等に対し指導・助言が行われた。</p> <p>⇒ 「在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視 (総務省勧告を踏まえた措置：日本人学校等における安全対策)」(平成 20 年 8 月 12 日付け外務省指示電報領政第 93188 号。以下「20 年 8 月 12 日付け指示電報」という。)を發出し、安全マニュアルの整備、緊急連絡体制の整備、在外公館と日本人学校等との合同避難訓練の実施について、再度検証した上で報告するよう指示した。その結果、指示を受けた在外公館すべてにおいて適切な指導・助言が行われていたことを確認した。</p> <p>② 緊急用無線機の整備 (外務省)</p> <p>→ 20 年 4 月 11 日付け指示電報により、管内に日本人学校等を有する在外公館に対し、次の点について改めて指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 日本人学校等における無線機の整備状況を把握するとともに、日本人学校等に対し緊急事態発生時の連絡体制整備のための指導・助言を行うこと。その際、必要に応じ日本人学校等に対する無線機の貸与についても検討すること。</li> <li>ii 日本人学校等において無線機の使用訓練が行われる際は、できるだけ合同で実施すること。</li> </ul> <p>なお、無線機の整備に係る支援制度については、平成 20 年内に作成・配布を予定している「邦人保護用無線機の運用ガイドライン」にその内容を盛り込み、領事業務を行っている全在外公館に送付する際に周知する予定である。</p>



主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>⇒ 日本人学校等における無線機の配備状況の点検、貸与の促進、整備支援制度の周知及び使用訓練の合同実施については、20年8月12日付け指示電報により、管内に日本人学校等を有する在外公館に対し再度指示を行った。</p> <p>無線機の整備に係る支援制度については、平成21年2月に改訂した「邦人保護用無線機の運用ガイドライン」に盛り込み、全在外公館に周知した。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 平成20年4月、外務省領事局政策課長に対し、「在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視の結果について(依頼)」(平成20年4月10日付け20初国教第5号外務省領事局政策課長あて文部科学省初等中等教育局国際教育課長通知)により、緊急事態発生時における在留邦人との連絡手段として在外公館が保有している公館連絡用無線機について、日本人学校等への貸与が促進されるよう要請した。</p> <p>また、各日本人学校運営委員会委員長に対し、学校安全対策通知により、緊急事態発生時の在外公館との連絡体制を整備するため、在外公館による無線機貸与や財団法人海外子女教育振興財団による安全対策援助等を利用し、代替連絡手段の一つとして公館連絡用無線機を整備するとともに、使用訓練はできるだけ在外公館と合同で実施するよう要請した。</p> <p>⇒ 日本人学校校長研究協議会等での報告により、日本人学校等に対する在外公館からの無線機貸与や在外公館と日本人学校等との無線機を使用した合同訓練が進められていることを確認した。各日本人学校における無線機貸与の促進状況や無線機使用合同訓練の詳細については、「在外教育施設における避難訓練等の実施状況調査について(依頼)」(平成21年9月2日付け事務連絡)により調査を行い、現在取りまとめ中である。</p> <p>補習授業校については、平成21年11月に開催する補習授業校派遣教員研究協議会において、無線機貸与の促進状況や無線機使用合同訓練の実施状況を確認することとしている。</p>